

# 筑西市議会福祉文教委員会

## 会 議 録

(平成31年第1回定例会)

筑 西 市 議 会

## 福祉文教委員会 会議録

### 1 日時

平成31年3月12日(火) 開会：午前10時 閉会：午前11時53分

---

### 2 場所

全員協議会室

---

### 3 審査案件

- 請願第 1 号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願  
議案第 4 号 平成30年度筑西市一般会計補正予算(第9号)のうち所管の補正予算  
議案第 8 号 平成30年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第4号)  
議案第11号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(分割付託分)  
議案第14号 筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について  
議案第15号 筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について  
議案第18号 県西総合病院組合職員に係る給与の特例に関する条例の制定について  
議案第31号 筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第32号 平成30年度筑西市一般会計補正予算(第10号)のうち所管の補正予算
- 

### 4 出席委員

委員長	大嶋 茂君	副委員長	田中 隆徳君		
委員	三澤 隆一君	委員	藤澤 和成君	委員	森 正雄君
委員	真次 洋行君	委員	藤川 寧子君	委員	三浦 譲君

---

### 5 欠席委員

なし

---

### 6 議会事務局職員出席者

書記 篠崎 英俊君

---

委員長 大嶋 茂

○委員長（大嶋 茂君） おはようございます。定刻でございますので、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

請願1件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、補正予算議案3案、条例議案5案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それでは、まず請願第1号「後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願」について審査願います。

この請願は意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付してあります。よろしいですか。

それでは、請願第1号について協議願います。

ご意見等ございますか。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 誰に聞くわけでもないのですが、この要旨を拝見しますと、大変よくできた、なるほどなと思うような文章にはなっているのですが、ただ国のほうでもこれを逆に上げなかったとするならば財源はどこから捻出するのか、また借金なのか、若い人たちの負担なのか。逆にそれがもう無理なので、やっぱりこれはやむを得ずということで国のほうもやっていると思うのですが、逆にこの上げないでというのは簡単なのだと思うのですが、どこから捻出するのですか、上げなかったとすれば、というのがちょっと私は疑問、石島さんいないので聞けないのですけれども。

○委員長（大嶋 茂君） 提出者の出席は求めているものですから、そこら辺のところは、難しい問題で、国のほうも多分財源の問題でこういうことも案として出してきたのだと思いますけれども。

○委員（田中隆徳君） 高齢者も厳しいとは思いますが、ただもうこれ以上に若い人たちに先送りしてしまうのは、本当に今度若い人がそれ以上に厳しくなっていくのではないのかなという意見でちょっと聞かせてもらいました。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 確かに国の財源の運用が一番問題だとは思いますが、それはそれで政府のほうに考えてもらわなくてはならないことで、いろいろな莫大な予算を使う面というのは、例えば国防費だとか、そういうところにもあるわけだし、これは総合的に考えないと全体のバランスをとるのは難しいと思います。財務省も借金財政で大変だということはしきりに言っているわけで、かといってその立て直しという面がさっぱり進んでいないということは現実なので、それは政府に考えてもらいたいなというふうには思います。

あと、高齢者の置かれている立場ということでこの請願が出ているのだと思うのですが、負担、特に医療費の部分に関する負担をふやしてくるというのは、やっぱり年金生活の人たちの負担をふやすということなので、要するに低所得者が非常に多いわけですよ。そういったところでの負担の増というところ

ころがやはりこれは考えなくてはならないだろうと。やっぱり本来ならば所得に応じてみんなで負担するというのが一番理想的だと思うのですが、ここに書いてあるように、年齢で区切った後期高齢者医療制度というのがつくられて、これは保険料改定のたびに値下げはないのです。上がるようにできている制度で、そういう面でも負担がだんだんふえて、年金の天引きがふえて、誰も聞いていると思うのですが、実際に使える部分が非常に少なくなったということは、現実としてお年寄りの財布の状態がそうになっている。

それともう一つ、今低所得者への軽減制度があるのですけれども、これを廃止して、それで別の制度をつくるということにはなっているのですけれども、その財源は何かと、新しい負担軽減の措置の税源は消費税10%に上げることが条件になっているのです。消費税を上げたお金で軽減措置もやりますよと、大体月5,000円ぐらいのようですけれども、そうすると消費税をやっぱり年金生活者も払わなくてはならない、それでその補填として軽減措置があるというような関係になっているので、実質的にはプラス・マイナス相殺されてしまうような制度で、やはりそれが本当に軽減措置なのかと言わざるを得ないような、ちょっとお年寄りにとっては冷たいなど感じる、そういう状況になっているのではないかなと思います。

済みません、長くて、以上です。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） では、ないということですので、ここで採決をとりたいと思います。

賛成者の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手多数ということで、本案は採択と決しました。

なお、本請願は意見書の提出を求められておりますので、最終日に意見書（案）を議員提出議案として提出することになります。その際、提出者を委員長の私とし、賛成者をただいま賛成いただきました委員の皆様ということにいたします。

意見書（案）の内容につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでございますので、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） それでは、意見書（案）のとおりといたします。

以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の入室をお願いします。

〔執行部入室〕

○委員長（大嶋 茂君） 初めに、保健福祉部です。

では、議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち保健福祉部所管の補正予算について審査願います。

なお、議案第4号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思います。

初めに、保健予防課から説明願います。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 保健予防課、稲川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

着座にて失礼します。

議案第4号のうち保健予防課所管の補正予算について説明をいたします。

初めに、16、17ページをお開き願います。歳入、款21諸収入、項6目6雑入、節6雑入、説明欄38、県西総合病院組合医療収入2億5,551万1,000円の減額、説明欄39、県西総合病院組合その他収入1億8,323万5,000円、説明欄40、県総合事務組合退職手当等還付収入1,377万8,000円の減額は、県西総合病院組合事業会計の未収金等が確定したことによる精算の補正でございます。

平成30年第3回定例会に補正予算で認めていただきました額については、歳入歳出とも7月末現在の予算残額を計上させていただきましたので、今回大きな額の補正となっております。

続きまして、22、23ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目5地域医療対策費、説明欄、県西総合病院組合清算事業3,182万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、県西総合病院組合事業会計に係る決算時における未払金の支払いの精算によるもの、及び県西総合病院組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議書に基づく清算負担金でございます。

節1報酬4,679万8,000円の減額から25ページの節23償還金利子及び割引料、リース債務利子1万7,000円の減額につきましては、歳入でご説明させていただきましたとおり、7月末現在の支払い予算残額を計上させていただいておりますので、9月末の打ち切り決算において未払いとして処理させていただきました各項目を10月以降支出しましたので、不用額を減額補正させていただくものです。

引き続き、24、25ページをごらんください。説明欄上から7行目、県西総合病院組合清算負担金1億8,493万5,000円につきましては、筑西市と桜川市が承継した資産及び負債を精算したものを県西総合病院組合の両市負担割合、筑西市は19.36%、桜川市は80.64%に基づき精算をするものです。昨年の第3回定例会で議決をいただきました補正予算額9,615万6,000円と合わせて、合計で2億8,108万9,205円を桜川市へ清算負担金として支出するものです。

この清算負担金でございますが、お手元に別紙A3サイズの配付資料、こちらを使いまして説明をさせていただきます。いずれも昨年9月末で打ち切り決算をいたしました決算書に基づくものでございます。配付資料は区分の欄と、それから決算書ベース欄、こちらをごらんいただきたいと思います。

初めに、①、資産のうち土地でございますが、3,805万1,662円でございます。続きまして、物品、医療機器等でございますが、茨城県西部メディカルセンターへ移設し使用する分といたしまして1億8,718万2,830円でございます。現金1億8,323万5,349円でございますが、普通預金の残高、病院閉院前の土日の患者負担金等でございます。未収金2億9,778万8,373円でございますが、国民健康保険団体連合会などの8月、9月の診療報酬の未収金でございます。

次に、②、負債でございます。医業等未払金及び組合の解散により退職した職員に係る特別負担金等につきましては、3億6,513万2,547円となります。負債の3行目、企業債の未償還分は2億3,214万9,632円でございます。また、議案第18号でもご説明をいたしますが、平成30年度の人事院勧告に伴う4月から9月の勤務に係る差額分として110万円がでございます。

以上のことから、資産から負債を差し引いた組合の精算総額ですが、1億787万6,035円となります。これを両市の負担割合で案分をいたしますと、筑西市2,088万4,800円、桜川市は8,699万1,235円となり、筑西市に帰属する資産額から負債額を差し引くと筑西市は3億197万4,005円となるため、筑西市分財産処分額の2,088万4,800円との差額といたしまして、表の右下に書いてあります金額2億8,108万9,205円を桜川

市へ支出することとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 確認なのですけれども、県西総合病院の今後のことなのですが、今回は処分、例えば解体とか、そういうのは一切入っていないので、これからもしそういうことになった場合の筑西市の負担は発生するのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

来年度、議員さんおっしゃいますように、解体の部分がございまして。それ以外に未収、未払いが多少出てくる可能性がございましてけれども、そういうものは全て負担割合に応じて筑西市と桜川市で負担することになっております。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ということはまた予算組まなくてはならないということだね、そういうことで、三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 了解。

○委員長（大嶋 茂君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ほかになければ質疑を終了いたします。

では、結構です。

次に、社会福祉課から説明をお願いいたします。

では、國府田社会福祉課長、お願いします。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉課、國府田です。着座にて失礼します。

議案第4号社会福祉課所管分の補正予算につきましてご説明いたします。

14ページ、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。下段にございます款18項1 寄附金、目3節1 民生費寄附金53万2,000円の増額補正をお願いするものです。これは、平成30年4月から平成31年1月までに12件の寄附金をいただきましたので、歳入予算に計上させていただきました。この寄附金は財政課所管となりますが、福祉事業基金へ積み立てられることとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、こども課から説明を願います。

児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第4号こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金といたしまして5,980万1,000円、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節2児童福祉費負担金といたしまして336万8,000円、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金といたしまして1,370万1,000円、それぞれ子ども・子育て支援給付事業費の増に係る国、県負担金及び県補助金について増額補正をお願いするものでございます。

20ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄の子ども・子育て支援給付事業に1億8,846万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、保育士等の処遇改善のために給付単価が改正されたことと、保育士等の加配及び入所児童の増により、市が教育、保育施設にお支払いする児童1人当たりの施設型給付費が増加することによるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三澤委員。

○委員（三澤隆一君） まず、この事業の保育士さんの処遇改善の点からちょっとお伺いしたいのですが、この施設給付型というの、この意味がちょっとあれなのではございますけれども、これ以前の給付とどう変わったのかということと、それをまずお聞きしたいのと、それとあとその給付費の算定方法、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 施設給付というのは、以前の給付と変わるものはございません。その中で処遇改善の中身ということなわけですが、給付単価そのものが改正によりましたものが、これは平成31年人勧改定分0.8%増、これを含んでおりまして1,712万2,000円、入所児童とあと保育士さんの加配による公定価格の増が1億7,134万7,000円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これ保育士さんの所得が多少ふえるということだと思っておりますが、このふえるための条件というのですか、技能とか、例えば処遇改善するための、誰も一律にふえるのか、それとも特別な方にだけ、ある程度キャリアがある方とか、そういった区分けがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 一律ではございません。やはりそれなりのキャリアと、あと前のときの処遇改善でもそうでしたけれども、新たに役職をふやしたりとか、そういうこともございますので、ただ本当に細かいものですので、なかなか説明難しいところなわけですが、一律ではございません。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三澤委員。

○委員（三澤隆一君） これ施設に給付されるということで、これ施設の中である程度自由に振り分けと

いうのはできるわけですか、給付金の金額、お金のほうは。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） お答え申し上げます。

自由にとちょっと語弊があるかもしれませんが、当然保育士さんの処遇改善の分は保育士さんにお支払いいただくべきものでございますし、児童を見ていただくための給付でございます。

以上でございます。

○委員（三澤隆一君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 加配のほうなのですけれども、人数とか、どういうところへというのをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 施設名でというのはちょっと手元にはないのですけれども、幼稚園、認定こども園、保育所それぞれにつきまして、入所児童の増プラスそれに対する保育士さんの加配ということで増額のほうをさせていただいております。幼稚園に対しては補正額で222万8,848円、認定こども園には8億4,185万2,700円、保育所には13億6,484万6,860円、地域型保育事業につきましては3,162万370円、市外の公立施設につきましては803万4,200円、市内の公立施設に関しましては1億5,272万3,110円ということになっております。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 要するに、受け入れの児童をふやしたという意味なのでしょうか、それともそれ以外の意味もあるのでしょうか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 基本的には受け入れていただける児童さんをふやしていただいているという部分でございます。ただ、それプラス国の規定以上にふやして保育士さんを配置していただいている部分もございますので、これについての加配という意味はそういうことでもございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、その基準以上にふやすというのは、要するにサービスの充実みたいなのですが、どういうふうに、その内容、どういう面でというか、どういう考えでふやしているかと。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） とにかく児童の、お子様たちの安全が第一でございますので、やはり障害児さんではなくても手のかかるお子さんもいらっしゃる、そういう状況では当然安全に見させていただくためには保育士さんの手をふやすということも必要になってくるかと思っております。それが全てではございませんけれども、そういう考え方も一つございます。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） このことによって待機児童がないという形、現在のところ、いかがですか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 今週の月曜日に多分10月時点での待機児童は発表されたかと思うのですが、  
れども、現在まだ筑西市での待機児童は11名おります。ただ、今後4月は新しい園も開園することから、  
待機児童の解消にはつながっていくのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 藤川委員。

○委員（藤川寧子君） その待機児童がないというのは、無認可保育園の分も入れてということかどうか。

それと、あといつも6月ぐらいに再募集というのがあるのですが、平成31年度のそれはどうなりますか。

○委員長（大嶋 茂君） 児玉課長。

○こども課長（児玉祐子君） 無認可については、本当に認可外のものについての算定の待機児童という  
ことではございません。あくまでも認可保育所、認定こども園についてということでございます。

それから、再募集ということでもございましたけれども、再募集というか、今これから4月に入るお子さん  
たちはもう決まりましたが、次5月からは毎月随時募集というのを受け入れてございますので、それは  
もうずっと3月まで、来年の3月まで毎月行っていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明をお願いします。

大島障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（大島康弘君） 障がい福祉課の大島です。どうぞよろしくお願ひいたします。着座に  
て説明をさせていただきます。

議案第4号のうち障がい福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、14ページ、15ページをお開き願ひます。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございま  
す。中段のところで款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、  
説明欄36、障害者等福祉サービス費等負担金1,413万8,000円、その下、38、障害児施設措置費負担金1,782万  
円の増額補正をそれぞれお願ひするもので、障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うものでございます。

続きまして、款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄26、  
障害者等福祉サービス費等負担金706万8,000円、その下、32、障害児施設措置費負担金891万円の増額補正  
をそれぞれお願ひするもので、国庫負担金でご説明しました障害者総合支援法に基づく事業の増に伴うも  
のでございます。

以上が歳入についてでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願ひます。3、歳出でございませぬ。中段のところで、款3民  
生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、障害福祉サービス費給付事業6,379万  
5,000円の増額補正をお願ひするものでございます。これは、障害者総合支援法に基づくサービスの中で、  
デイサービス、就労継続支援、放課後等デイサービスを利用している方に係る経費であり、利用人数の増  
加やサービス単価の増額に伴うものでございます。

次に、下段、療養介護医療費及び食費等給付事業29万1,000円の増額補正をお願ひするものでございませぬ。

これは、障害者サービスの一つであります療養介護事業のうち医療や食費に係る経費の単価が当初見込みより増額となったものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第8号「平成30年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について審査願います。

それでは、地域包括支援センターから説明を願います。

岡本地域包括支援センター長、お願いします。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） 地域包括支援センター、岡本でございます。よろしくお願  
いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（大嶋 茂君） なお、主管課は歳入が地域包括支援センター、歳出が介護保険課となっております。説明は岡本地域包括支援センター長が一括して説明いたします。質問内容によっては宮田介護保険課長、赤城高齢福祉課長等が答弁する場合がありますので、よろしくお願  
いいたします。

それでは、説明願います。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） それでは、ご説明いたします。議案第8号「平成30年度筑  
西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」につきましてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出それぞれに1,032万円を追加するものでございます。

それでは、10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫  
補助金、目14節1保険者機能強化推進交付金1,032万円の増額補正をお願いするものです。これは、平成30年  
12月に交付が決定したことによるものです。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款4地域支援事業費、項4目1一般介  
護予防事業費でございます。補正額の財源内訳の欄、現年度分普通徴収保険料、これを保険者機能強化推  
進交付金1,032万円で財源を振り替えるものでございます。

続きまして、款5項1目1基金積立金、節25積立金、説明欄の介護給付費準備基金積立事業1,032万円の  
増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど一般介護予防事業の財源内訳欄  
でご説明のとおり、保険者機能強化推進交付金を介護保険料負担分として1,032万円の財源を振り替えたこ  
とによりまして余剰となりました介護保険料負担金を積み立てるものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算でございます。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 今度国が交付金を出すその意味合いの説明をお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） では、岡本地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（岡本はるみ君） ご説明いたします。

これは、介護保険特別会計にこの交付金を充当することによりまして、市町村が行う市町村特別給付、  
地域支援事業及び保健福祉事業などを充実させ、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取  
り組みのために交付される交付金でございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 要するに、予防のために国はお金を出しますよと、頑張ってくださいということですね。わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） なければ質疑を終結いたします。

これより議案第8号の採決をいたします。

議案第8号「平成30年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

では、ご苦労さまでした。

次に、議案第11号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」（分割付託分）のうち保健福祉部所管分について審査願います。

なお、議案第11号についても複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決といたしたいと思えます。

それでは、保健予防課から説明を願います。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 保健予防課、稲川です。よろしく願いいたします。着座にて失礼します。

○委員長（大嶋 茂君） それでは、説明願います。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 議案第11号のうち保健予防課所管の条例の一部改正についてご説明をいたします。

1 ページの下段から2 ページ上段の改正でございまして、「地域医療連携推進実行委員会」の次に「地域医療推進センター」、「センター長」、「年額」、「180,000円」を加えるものでございます。また、この条例の施行は、本年4月1日からとなります。

地域医療推進センターは、保健福祉部内に設置をするもので、本市を中心としたこの地域の一次、二次医療機関、保健、介護、福祉関係者の連携調整を図るなど、地域医療の充実を推進する機関でございます。なお、センター長には茨城県西部メディカルセンターの梶井病院長に就任をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） ご苦労さまでした。

質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ちょっと院長と聞いてどうなのかと思って聞くのですけれども、地域医療推進センターは茨城県西部メディカルセンターの中につくるわけですね。それで、それは茨城県西部メディカルセンターのいろいろな機能の一つだろうと思うのですが、報酬は別となると、どのように考えたらい

のか、ちょっとわかりません。

○委員長（大嶋 茂君） では、中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

地域医療推進センターは保健福祉部内に設置いたします。市として地域医療を推進、充実させるための機関でございます。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その機能というのは、要するに茨城県西部メディカルセンターとほかの医療機関との連絡調整ですよ。ちょっと保健福祉部に置くというのとのその意味合いが、病院に置くなればすぐに医療機関との連絡とれるわけですけれども、もうちょっと詳しくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

茨城県西部メディカルセンター内にあるのは地域医療連携室といいまして、茨城県西部メディカルセンター病院が各他の病院、診療所、また介護施設等と連携をとる組織がございます。この地域医療推進センターにつきましては、この地域全体の地域医療を充実させようという組織でございます。例えば今地域医療連携推進協議会と実行委員会の運営等を別の地域包括やっているのですけれども、そういうものもこの中で緊密に連携しながら進めていき、地域医療連携を推進していきたい。

また、現在1月から中学校単位で実施しております、梶井病院長が今講師でやっております「いきいき寺子屋」、こういうものも地域医療推進センターの事業として進めていく予定でございます。各医療機関、また市民、介護関係者の、意識を高めるといのはちょっと言い方適切かどうかわかりませんが、皆さんのそういう考え方を高めていくと同時に、いろいろな連携事業を進めましてこの地域の医療環境を充実させていくための組織でございます。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） わかりました。勘違いしました。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

次に、議案第14号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」審査願います。

それでは、医療保険課から説明願います。

篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課の篠崎でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（大嶋 茂君） 説明願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） では、議案第14号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

初めに、改正理由でございますが、茨城県が障害者間の公平性の観点から医療費助成制度を一部改正しまして、本年4月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を対象に加えることとしたことから、

これに対応するため、市の関係条例を改正するものでございます。

改正の内容としましては、筑西市医療福祉費支給に関する条例の第2条第5号を改正し、これまで精神障害による支給対象者が障害年金の受給のみで判断していたところでございますが、こちらに精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者も支給対象者に加えるものであります。

なお、65歳以上75歳未満の者は後期高齢者医療制度に加入することが条件となります。

附則といたしまして、この条例は、本年4月1日からの施行としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） では、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） これで救われる人数はどのくらいなのか。

○委員長（大嶋 茂君） 篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 障がい福祉課からの情報提供によりますと、筑西市における精神障害者の保健福祉手帳1級所持している方は約90名いらっしゃるということで、その中で年金の1級でマル福の対象となっている方が約50名おりますので、40名程度、また新しい制度で新たに手帳を申請される方もいるかもしれませんので、その分の増加も見込みまして、60人程度かと見込んでおります。

以上です。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第14号の採決をいたします。

議案第14号「筑西市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ご苦労さまでした。

次に、議案第15号「筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について」審査願います。

それでは、保健予防課から説明を願います。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 保健予防課、稲川です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、説明をいたします。今回の条例改正には、昨年4月より始まりました新専門医制度に基づく専門医の取得を修学資金貸与者に認めること、これを主に改正をするものです。新たに医学部を卒業し診療に携わる医師は原則としていずれかの基本領域学会の専門研修を受けることを基本とすると日本専門医機構において取得を推奨しております。修学資金返還の猶予期間は、現行の条例ですと臨床研修の2年間のみが認められており、専門研修の期間は認められていない状況でございます。したがって、臨床研修後、専門研修の期間においても返還猶予、免除の部分においても認めるものでございます。

各条文の改正内容でございますが、第4条は、「初年度支度金」を「初年度納付金」に改めまして、初年度の貸与の対象を明確にするものです。

次に、第10条及び第11条は、修学資金の返還について、専門研修の期間を含めて猶予するための改正です。また、この猶予期間には、育児休業、介護休業の期間も含めております。

第12条は、返還免除のために必要な指定病院での勤務についてです。現行では「臨床研修を修了後直ちに貸与期間に相当する期間を勤務した場合」となっておりますが、改正案では「貸与期間の1.5倍に相当する期間のうち貸与期間に相当する期間を勤務した場合」と改めるものです。なお、貸与期間は初年度納付金の貸与を受けた場合は、その額が500万円未満の場合ですと1年間を加え、500万円以上の場合には2年間を加えることとしております。

そして、附則といたしまして、この条例は、本年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） ご苦労さまでした。

質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第15号の採決をいたします。

議案第15号「筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号「県西総合病院組合職員に係る給与の特例に関する条例の制定について」審査願います。

続けて、保健予防課から説明をお願いします。

稲川保健予防課長。

○保健予防課長（稲川三枝子君） 引き続きご説明させていただきます。

議案第18号、こちらは「県西総合病院組合職員に係る給与の特例に関する条例の制定について」でございます。この条例制定につきましては、平成30年度人事院勧告に関し、平成30年9月30日で解散をした県西総合病院組合職員であった者と、もとの筑西市民病院職員と、もとの県西総合病院職員との給料の不均衡を解消するための条例制定でございます。

条文の内容でございますが、第1条は、この条例の趣旨でございますが、平成30年9月30日に解散した県西総合病院組合の旧組合職員に対して、桜川市及び筑西市で必要な事項を定めることとしております。

次に、第2条、第3条は、平成30年4月1日から9月30日までの勤務について、平成30年度人事院勧告に基づく給与を支給するため、解散前の県西総合病院組合職員の給与に関する条例に挙げた給料表の区分に応じて行政職給料表、医療職給料表の2と3を0.2%引き上げるものでございます。

次の第4条は、給与の内払いの規定でございます。

また、第5条は、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成30年度会計の出納整理期間である平成31年5月31日限りで効力を失うことを想定しております。

なお、この差額支給額は合計で約110万円を見込んでおり、筑西市の負担額はその19.36%になります。平成30年4月から9月までの給料の差額を支給するためのものでございまして、桜川市の議会にもこの条例案は提案をされております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第18号の採決をいたします。

議案第18号「県西総合病院組合職員に係る給与の特例に関する条例の制定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第31号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」審査を願います。

それでは、こども課から説明お願いいたします。

児玉こども課長。

○こども課長（児玉祐子君） こども課の児玉でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第31号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

学校教育法の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行し、新たに専門職大学制度が創設され、専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱われることになりました。改正前の条例では、専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学の卒業者と同等であるにもかかわらず卒業した者には当たらないため、放課後児童支援員の資格要件を満たさないこととなってしまうことから、専門職大学の前期課程の修了者も短期大学の卒業者と同様に放課後児童支援員の資格要件を満たすこととするために、条例の改正を行うものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第31号の採決をいたします。

議案第31号「筑西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ここで執行部の保健福祉部から中核病院整備部への入れかえをお願いしますが、ここで10分の休憩といたします。

〔保健福祉部退室。中核病院整備部入室〕

休 憩 午前 1 1 時

再 開 午前 1 1 時 1 0 分

○委員長（大嶋 茂君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、中核病院整備部所管の審査に入ります。

議案第 4 号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち中核病院整備部所管の補正予算について審査願います。

それでは、事業課からお願いいたします。

市塚事業課長。

○事業課長（市塚文夫君） 事業課、市塚でございます。座って説明をさせていただきます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○事業課長（市塚文夫君） 議案第 4 号のうち中核病院整備部事業課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、8 ページ、9 ページをお開きください。第 3 表、地方債補正、1、変更でございます。地方債の借り入れ限度額の変更をお願いするものでございます。1 段目、新中核病院整備事業、補正前限度額 6 億 8,760 万円でございますが、合併特例債対象事業確定に伴い、起債額を 1 億 830 万円減額し、補正後限度額を 5 億 7,930 万円に変更をお願いするものでございます。

続きまして、16 ページ、17 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款 18 項 1 寄附金、目 4 節 1 衛生費寄附金 53 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、平成 30 年 7 月 10 日開催の第 2 回臨時会におきまして、地方独立行政法人茨城県西部医療機構の施設整備、運営に係る指定寄附として、災害時医療支援車 DMA T カーに活用されたいとの意向でいただいた寄附の残金でございます。寄附者のご意向で残金はいきいき茨城ゆめ国体の事業に充ててほしい旨の要望があったものでございます。

次に、款 21 諸収入、項 6 目 6 雑入、節 6 雑入（衛生）、説明欄 43、病院事業会計補助金返還金（新中核病院整備分）1 億 2,652 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、開院前の茨城県西部メディカルセンター維持管理経費や移転費用として病院事業会計に支出した一般会計からの補助金の残額を事業費確定に伴い、西部医療機構から市へ返還していただくものでございます。

同じくその下段、47、西部医療機構職員共済組合負担金収入 3,400 万円の増額補正をお願いするものでございます。この西部医療機構職員共済組合負担金収入は、出資元である市が支出している西部医療機構の職員に係る共済組合負担金を西部医療機構から負担金収入として納入いただくものでございます。

次に、款 22 項 1 市債、目 4 衛生債、節 1 保健衛生債、説明欄 2、新中核病院整備事業債 1 億 830 万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、合併特例債対象事業費が確定したことによる減額でございます。

続きまして、22 ページ、23 ページをお開きください。3、歳出でございます。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 5 地域医療対策費、説明欄、新中核病院整備事業 1 億 4,280 万 7,000 円の減額補正をお願いするも

のでございます。内訳といたしまして、18、備品購入費につきましては、寄附金で購入した災害時医療支援車DMATカーの購入額確定による減額でございます。

19、負担金補助及び交付金につきましては、茨城県西部メディカルセンター整備本体工事、外構工事、医療機器、情報機器購入等に係る費用が確定したことによる減額でございます。

同じくその下段、西部医療機構運営支援事業712万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、西部医療機構職員共済組合負担金の支出見込み額と予算額の差額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

ここで執行部の中核病院整備部から教育委員会への入れかえをお願いします。

〔中核病院整備部退室。教育委員会入室〕

○委員長（大嶋 茂君） では、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち教育委員会所管の補正予算について審議願います。

初めに、下館学校給食センターから説明を願います。

増田下館学校給食センター長、説明を願います。

○下館学校給食センター長（増田 茂君） 下館学校給食センター長の増田と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち教育委員会下館学校給食センターが所管いたします補正予算についてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをごらんください。第3表、地方債補正、1、変更でございます。下から2行目、学校給食センター整備事業でございますが、事業費の確定に伴い、補正前の限度額1億3,380万円を2,100万円減額し、補正後の限度額1億1,280万円とするものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款22市債、項1市債、上段記載の目10教育債、節6保健体育債、説明欄1、学校給食センター整備事業債2,100万円の減額につきましては、工事等の完了に伴い、起債対象となる学校給食センター整備事業債が確定したため、補正をお願いするものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。中段よりやや下に記載してあります款10教育費、項6保健体育費、目3学校給食費でございますが、学校給食センター整備事業の設計及び解体工事等が確定したことに伴い、1,924万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、地域交流センターから説明を願います。

渡辺地域交流センター長。

○地域交流センター長（渡辺 賢君） 地域交流センターの渡辺です。

それでは、議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、第2表、地域交流センターの繰越明許費補正、1、追加でございます。

初めに、6ページをお開き願います。一番下にあります款10教育費、項5社会教育費、事業名、下館地区公民館改修事業858万6,000円の繰越明許をお願いするものであります。これは、昨年第3回定例会の一般会計補正予算（第4号）に計上しました下館地区公民館改修事業による耐震診断委託料のうち、五所公民館分について、現地調査、天井、壁等の解体、被覆材等の撤去、超音波探傷試験等調査が五所公民館の構造上、予定以上の日数を要することになり、構造計算、設計計算書の作成がおくれる見込みとなりました。これに伴い契約期間を延長するため、下館地区公民館改修事業のうち、延長となる耐震調査委託契約部分の委託料相当額を繰越明許費とするものでございます。

次に、28、29ページをお開き願います。歳出でございます。款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費、節11需用費、説明欄、地域交流センター管理運営事業283万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは空調燃料代（灯油）でございますが、当初予算における灯油単価につきましては59.4円でありました。この単価は当初予算を編成します平成29年度11月において、当時の灯油代を参考にして算出したものであります。平成30年4月以降の灯油の単価の平均が74.3円でございます。灯油単価高騰を予測することができなかつたため、2月、3月分の灯油代が支払えない状況でございます。したがって、この2月、3月分の支払い見込み額を今回の3月補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

次に、スポーツ振興課から説明願います。

廣瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（廣瀬浩之君） スポーツ振興課の廣瀬です。よろしくお願ひします。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうちスポーツ振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。下段をごらん願います。款10教育費、項6保健体育費、事業名、体育館等施設改修事業4,238万2,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、体育館等施設改修事業のうち昨年の第3回定例会の一般会計補正予算で計上いたしました明野体育センターの耐震調査委託、下館総合体育館の中央監視装置更新工事と、同じく下館総合体育館の給湯管更新工事、加えて今回の一般会計補正予算（第9号）の歳出でご審議をお願いいたします。下館総合体育館の空調自動制御機器更新工事につきましては、明許繰り越しとするものでございます。明野体育センターの耐震調査委託につきましては、現地調査により構造耐力計算が複雑となったことから、年度内の業務完了が困難となり、契約期間を延長するため繰越明許費とするものでございます。

次に、下館総合体育館の中央監視装置更新工事と給湯管更新工事につきましては、それぞれ設計が完了し、現在工事の入札手続に入っているところであります。よって、各工事請負費の予算を繰越明許費とし

てお願いするものでございます。

なお、下館総合体育館の空調自動制御機器更新工事につきましては、歳出にてご説明いたします。

続きまして、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。上段をごらん願います。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄の1、教育費寄附金63万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、2名の方から教育費、国体開催事業への指定の寄附を受けたものでございます。

次に、28、29ページをお開き願います。下段をごらん願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、節15工事請負費、説明欄の体育館等施設改修事業220万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、下館総合体育館メインアリーナの南に設置されている空調自動制御設備において空調機温度水量調整弁の運転をコントロールする自動制御盤が経年劣化によりふぐあいを起こし冷風、温風を送ることができなくなり、修理用部品の調達もできないことから、老朽化した機器を改修するため、工事請負費に下館総合体育館空調自動制御機器更新工事費として220万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第4号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

これより採決いたします。

議案第4号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第11号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」（分割付託分）のうち教育委員会所管分について審査願います。

まず、学務課から説明をお願いします。

飯山学務課長。

○学務課長（飯山正幸君） 学務課の飯山でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第11号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」のうち学務課所管分についてご説明申し上げます。

議案書の裏面になります。中ほどになりますが、教育委員会に関する非常勤特別職の報酬等を規定しております別表第2第7項に「複式学級指導支援員」を追加するものでございます。これは、来年度複式学級となる鳥羽小学校に、当該複式学級に在籍する児童の学習環境を維持、充実させるために、複式学級指導支援員を新たに配置するために追加するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 平成31年度は鳥羽小学校だけ1クラスということなのですね。当然1人なのでしょうね。複式学級指導者という、指導者と支援員は別なのですか、それともひっくるめて指導支援員というのですか。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） お答え申し上げます。

来年鳥羽小学校2年生、3年生で合計14人、2年生が8人、3年生が6人で合計14人と。厚生労働省のほうの規定によりますと、2学年で16人以下になった場合は複式学級としなければならないということで、来年度鳥羽小学校複式学級というふうな形になります。当然複式学級で担任は2学年で1人というふうな形になるものですから、どうしても、例えば3年生を教えているときに2年生は自習とか、そういう形になってしまうということで、複式学級指導支援員を置くことによりまして、今のところ教員免許を取得している先生、教員免許を取得している方にその教えていない学年のほうの授業の補佐というか、そういうことを考えております。ですから、一応教員免許を持っている方ということで今後募集していこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 鳥羽小学校の今後はどうなのでしょう。あと市内のほかの学校ではどうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 飯山課長。

○学務課長（飯山正幸君） 鳥羽小学校におきましては、今2年生、3年生で14人という形になるものですから、今の2年生が5年生、6年生ですか、それまでの間というのはどうしても複式学級になる可能性がございます。あとのところは今のところ二、三年のところは大丈夫なのですが、どうしても人の出入り等々があると16人以下になる可能性というのは正直に申しますと否定ができない、何年か後にほかの学校でも出る可能性はあります。今のところ特に明野地区などにおきましては、1学年11人、12人という学級もふえてきておりますので、そのところで人数が減った場合というのは複式学級になる可能性というのは否定ができないというところが正直なところでございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 学校の現在のクラス、出生の状況から将来五、六年先までわかるわけですよ。そういう資料をいただきたいなと思うのですが、後で構わないのですが、お願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 学務課長。

○学務課長（飯山正幸君） 全部の学校というふうな形で。

○委員（三浦 譲君） そうです。

○学務課長（飯山正幸君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

次に、文化課から説明を願います。

古幡文化課長。

○文化課長（古幡成志君） 文化課、古幡です。よろしくお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 説明願います。

○文化課長（古幡成志君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」文化課所管についてご説明申し上げます。

2面をお開きください。このたびの条例の一部改正につきましては、平成31年度に設置を予定しております新治廃寺跡保存活用計画策定委員会に伴うものでございます。改正の内容につきましては、条例の別表第2、第8項中、板谷波山記念館整備検討委員会の下に「新治廃寺跡保存活用計画策定委員会」を加えるものでございます。

この附則でございますが、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 現在想定している委員の人数とか、その人の役職だとか、そういったものがわかればお願いします。それと、あと年間に何回開催するかとか、そういうところでお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 古幡課長。

○文化課長（古幡成志君） 保存活用計画策定委員会の委員の方々は、まず学識経験者としまして大学教授の方、文化財研究所の研究員の方、または歴史館、博物館等の館長さんなどを予定しております。また、文化財保護の審議会の委員さん、それと近隣の行政の文化財担当者というところでございます。人数ですけれども、今8名程度を検討しております。

それと、もう一つのご質問で、今後の日程でございますけれども、この保存活用計画策定委員会は平成31年度と平成32年度に開催する予定でございます。現在のところ合わせて6回、1年に3回ずつの6回の委員会を予定しております。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） あと役職。

○文化課長（古幡成志君） 役職、今申し上げました。

○委員長（大嶋 茂君） それでいいのね。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それで、2年間にわたっての協議をしていくということで、1年目はこれこれをやる、2年目はこれこれをやるというふうになるのか、それとも最終年度でばさっと結論というか、答申が出るのかというところをお願いします。

○委員長（大嶋 茂君） 古幡課長。

○文化課長（古幡成志君） ご説明申し上げます。

1年目につきましては、文化庁のほうから保存活用計画のガイドラインというのが出ておまして、その旨に従いまして、6項目ぐらいあるところの3項目ぐらいまでを1年目に作成しまして、2年目にその残りを作成するというような形で、2年間かけて計画を今しております。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第11号について全ての部の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決いたします。

議案第11号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」（分割付託分）について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第32号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

まず、国体推進課から説明を願います。

横田国体推進課長。

○国体推進課長（横田 実君） 国体推進課、横田でございます。どうぞよろしく申し上げます。着座にてご説明申し上げます。

○委員長（大嶋 茂君） では、説明願います。

○国体推進課長（横田 実君） 議案第32号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち国体推進課所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款10教育費、項6保健体育費、事業名、茨城国体施設整備事業3,925万7,000円の繰越明許をお願いするものでございます。今回の一般会計補正予算（第10号）の歳出でご審議をお願いいたします下館総合体育館メインアリーナ空調機器改修工事及び下館総合体育館メインアリーナ出入口ドア等改修工事につきまして、国体開催に向けて完了するために早期に着工する予定ではありますが、これらの工事完了予定が新年度となりますことから、今回の繰越明許費とするものでございます。

なお、この2つの工事詳細につきましては、歳出にてご説明を申し上げたいと思います。

続きまして、下段になります。第3表、地方債補正でございます。起債の目的、体育施設整備事業でございます。補正前の限度額1億1,650万円を補正後の限度額9,860万円に減額補正をお願いするものでございます。

減額補正の内容でございますが、今回の体育施設整備事業債を財源といたしました国体推進課で所管しております茨城国体施設整備事業による各改修工事の執行額が決定いたしましたので、減額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、また歳出にてご説明を申し上げたいと思います。

次に、12ページをお開き願います。2、歳入でございます。款20項1目1繰越金につきましては、今回の補正予算に伴います収支調整のため3,022万9,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、下の段になります。款22項1市債、目10教育債につきましては、先ほど繰越明許費でご説明いたしました下館総合体育館のメインアリーナ空調機器改修工事費の増額分、また地方債でご説明申し上げました茨城国体施設整備事業による各種改修工事等の執行額が決定いたしましたことによります体育

施設整備事業債の減額分を相殺いたしました体育施設整備事業債1,790万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、14ページをお開き願います。3、歳出でございます。款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、節15工事請負費、説明欄の茨城国体施設整備事業1,232万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、地方債でご説明を申し上げました茨城国体施設整備事業の下館総合体育館等改修工事費1,974万9,000円の減額補正、また同じく下館運動場駐車場等整備工事費717万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。

また、今回補正をお願いいたします下館総合体育館メインアリーナ空調機器改修工事の3,715万1,000円と、下館総合体育館メインアリーナ出入口ドア等改修工事210万6,000円の増額補正の相殺した額でございます。

続いて、下館総合体育館メインアリーナ空調機器改修工事についてご説明を申し上げます。これは、風を送る自動制御機器がメインアリーナには全部で10カ所ございます。今回機器が悪いところ調査しましたところ、そのうちの2台が故障しておりました。その2台分につきましては補正予算（第9号）で計上いたしましたが、残りの8台分につきましても再度調査をしましたところ、やはり同じ経過年数でございますので、9月の国体までに残りの部分が故障しないとは思えませんので、最低限の改修工事費として空調制御機器の改修、ポンプ交換、ダクト改修等をお願いするものでございます。

続いて、同じく下館総合体育館メインアリーナ出入口ドア等改修工事についてご説明を申し上げます。これは、同じく開館から18年が経過し、経年劣化が進んでおり、ドアが開閉不能となったため、これらを改修するほか、ほかのドアや部材についても改修するものでございます。

以上、いずれの改修工事につきましても、ことし9月に行われます第74回国民体育大会の剣道競技が下館総合体育館で開催されますことから、大会を万全の態勢で迎えるためにお願いするものでございます。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 一般会計補正予算の追加ではないほうにも空調自動制御のがありまして、また2台故障、そのほかもちろんやるということで追加補正したのは非常によかったなというふうに思うのですが、これは財政課との関係もあるでしょうけれども、何で一括で最初からやらなかったのかなど、国体があるというのに、何かちびちび、ちびちびやっているなという感じがするのです。この辺、財政のほうはいないのでしたっけ、ちょっと文句言いたいなと思うのですけれども、とにかく万全の態勢はこれでとれたのかなというふうには思うのですが、それを確認したいのです。

それと、あとドアのふぐあいもあったということで、ほかも大丈夫なのかという心配が出てくるわけですよ。その辺、これで自信が持てるかどうか、もし持てない部分があるのであれば、さらに補正を組んで早期に対応しておかなくてはならないのではないかなというふうに思うのですが、どうなのでしょう。

○委員長（大嶋 茂君） 教育部長。

○教育部長（小野塚直樹君） きょう財政課は来ておりませんが、最初の部分の当初の一般会計の9号の補正のあった空調の自動制御機の部分200万円と、あとそれに10号補正予算で3,900万円で、うち3,700万円は空調機器の部分です。まさにメインアリーナの空調機器ということでは同じ設備でございます。どうし

てこういう追加になったのかということで、端的にご説明しますと、1つには、財政課で予算がつかなかったということではございません。予算要求はしてございませんでした。このことをご説明するのは、まず事後保全、故障箇所が出てきて直すのがその200万円の部分でございました。故障が出てきた、送風がされないということがわかって、2台の空調自動制御機器を直した、それが当初の、当初というのは今回の定例会への予算要求する締め切りの手続の中で要求したものです。プラスやはり心配というのは、故障、ふぐあいが出ていない部分でも大丈夫なのかという課題が常にありましたので、もう1度施工業者、体育館をつくった施工業者、あと設計業者に相談しまして、現地も確認しまして、やはり耐用年数過ぎているので保証はできない、当然のことだと。そういうことで、今度は事後保全でなくて予防保全をやるべきだということで、故障は出ていなくてもやはり直すべきだということで、財政課と協議しまして予算をつけていただいたということでございます。事後保全を予防保全に切りかえたという対応の仕方でございます。

○委員長（大嶋 茂君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） わかりました。ドアの部分。

○国体推進課長（横田 実君） では、三浦委員さんのドアの部分なのですが、やはりご指摘のとおり、全部で11カ所ドアの出入り口の部分がございまして。先ほど開閉不能となった部分がやはり一番使用頻度が高い一番手前のところが1カ所開閉不能になってございまして、その部分につきましてはやはり改修しないと、今のところ現状ですと不能になっておりますので、使用できないということで改修いたします。残りの10カ所につきましても、やはり後々、先ほど部長のほうからありましたように、壊れてしまっただけは心配ですので、点検まで入れて整備する予定でございまして。

以上でございます。

○委員長（大嶋 茂君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） わかりました。

○委員長（大嶋 茂君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 私は、質問というより、今回のこの事業に対して、財源の手だて、この時期、起債から繰越金を活用していると、その手法を褒めたいと思います。

以上です。

○委員長（大嶋 茂君） 質疑を終結いたします。

これより議案第32号の採決をいたします。

議案第32号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第10号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大嶋 茂君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了いたします。

これで福祉文教委員会に付託されました全ての議案の審査を終了いたします。

執行部は退室願います。

ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（大嶋 茂君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただ

きたいと思います。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時53分